

令和3年11月5日策定

社会福祉法人金亀会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年11月25日～2024年11月24日までの3年間

2. 内容

目標1：小学校就学前の幼児を養育するものに対し、保育手当の利用を促進する。

〔対策〕 2021年12月～

- ・ 幼児を養育する職員を対象に、保育手当の内容を啓発する。

目標2：子供の看護の為の休暇制度(子の看護休暇)の利用を促進する。

〔対策〕

- ・ 2021年12月～子供を持つ職員を対象に休暇制度の内容を啓発する。

目標3：子供が生まれる男性職員を対象に、育児休暇制度の取得を促進する。

〔対策〕

- ・ 2021年12月～子供が生まれる男性職員に育児休暇制度の取得を啓発する。